

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱

制定 令和3年 4月 1日 要綱第143号
改正 令和3年10月27日 要綱第322号
改正 令和6年 4月 1日 要綱第238号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に住む高齢者が特殊詐欺の被害にあうことを防止するため、電話機にA Iを利用した特殊詐欺対策アダプタ（以下「アダプタ」という。）を取付ける際に要する費用の全部または一部に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 前条の補助金の交付対象者は区内に住む65歳以上でアダプタを取付け、そのサービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）とする。ただし、生活安全担当課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）はアダプタの取付け作業に要する費用とし、対象経費以外に要する費用は利用希望者が負担する。

(補助金額等)

第4条 補助金額は12,100円を上限とする。ただし、区長は予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 この要綱による補助金は、利用希望者の属する世帯につき、1回に限り交付を受けることができるものとする。

(指定事業者)

第5条 アダプタを利用希望者に提供する事業者（以下「事業者」という。）は、区長が指定する事業者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 利用希望者は、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により補助金の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により補助金交付申請者に通知しなければならない。

(アダプタの取付け)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は交付決定後、速やかに電話機にアダプタを取付けなければならない。

(実績報告兼請求)

第9条 交付決定者は、前条の取付け作業が完了したときは、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金事業実績報告書兼請求書（第3号様式。以下「実績報告書兼請求書」という。）に添付書類を付して区長に報告しなければならない。

（確定通知および補助金の交付）

第10条 区長は前条の実績報告書兼請求書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金額確定通知書（第4号様式。以下「確定通知」という。）により交付決定者に通知するとともに補助金を支払うものとする。

（補助金の取消および返還）

第11条 区長は、虚偽、誤謬またはその他の事由により必要と認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。また、当該取消に係る部分の補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全額または一部の返還を請求するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年 4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付申請書

品川区長 あて

住所	東京都品川区	生年月日	
氏名		電話番号 (携帯)	

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、下記の項目を理解し承認したうえで、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 円

- 1 要綱に定める対象経費以外に要する費用は、自己負担します。
- 2 申請者の住所および年齢について、住民基本台帳への照会により確認を受けることに同意します。
- 3 本件に係る特殊詐欺対策サービスを利用するにあたり、当該サービスの e メール通知先として、品川区指定の通知先を追加します。
- 4 当該アダプタの取り付けが完了した場合は、設置の事実および本申請書の情報を品川区が管轄警察署に提供することを承諾します。

問合せ：品川区 地域振興部 地域活動課 生活安全担当
電 話 (内線) F A X

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長 印

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金の（交付・不交付）を決定したので通知します。

記

交付予定金額 円

不交付理由

年 月 日

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金事業実績報告書兼請求書

品川区長あて

(請求者)
住 所
氏 名 印

年 月 日付 第 号で決定を受けた、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金について、次のとおり費用がかかったので、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金の支払いを請求します。

1 請求金額 円
※取付費用を支払ったことがわかる書類（支払い明細書など代金を支払ったことがわかるもの）を添付してください。

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		支店名	本店 支店 支所
口座種類	普通 当座	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義				

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金確定通知書

年 月 日で実績報告のあった標記の件について、下記のとおり補助金額を確定します。

記

確定額 _____ 円

第5号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した補助金の交付決定については、交付決定を取り消すので、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消金額 円
- 2 取消対象
- 住 所
- 氏 名
- 生年月日
- 3 取消理由